



2023年5月30日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 あ さ く ま
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 廣 田 陽 一
(東証スタンダード・コード 7678)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 西 尾 す み 子
電 話 番 号 052 - 800 - 7781 (代表)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月29日開催予定の第50期定時株主総会において、事業年度（決算期）の変更についての定款一部変更を議案とすることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業年度変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、年末年始を含む12月、1月の繁忙需要を反映し、適時適切な業績の開示を行うため、当社の事業年度を毎年2月1日から翌年1月末日までの1年とするべく、現行定款第38条（事業年度）を変更し、これに伴い、現行定款第11条（招集）、第12条（定時株主総会の基準日）、第40条（剰余金の配当の基準日）につき、これに伴う所与の変更を行うものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものであります。

2. 事業年度変更の内容

現 在：毎年3月31日

変更後：毎年1月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第51期は、2023年4月1日から2024年1月31日までの10か月決算となる予定です

3. 今後の見通し

2023年6月29日に開催予定の第50期定時株主総会で承認されることを条件として、事業年度を3月31日から1月31日に変更する予定としております。事業年度の変更の経過期間となる2024年1月期（第51期）の中間決算日は2023年9月30日とする予定です。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

事業年度（決算期）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則、第2章 株式	第1章 総則、第2章 株式
第1条～第10条 (条文省略)	第1条～第10条 (現行通り)
第3章 株主総会 (招集)	第3章 株主総会 (招集)
第11条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。	第11条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>4月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)
第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>1月31日</u> とする。
第4章 取締役および取締役会 ～第6章 会計監査人	第4章 取締役および取締役会 ～第6章 会計監査人
第13条～第37条 (条文省略)	第13条～第37条 (現行通り)
第7章 計算 (事業年度)	第7章 計算 (事業年度)
第38条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日</u> から翌年 <u>3月31日</u> までの1年とする。	第38条 当社の事業年度は、毎年 <u>2月1日</u> から翌年 <u>1月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。	第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>1月31日</u> とする。
2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>9月30日</u> とする。	2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>7月31日</u> とする。
3 <省略>	3 <現行通り>
第41条 (条文省略)	第41条 (現行通り)
(新設)	附則 (事業年度変更にかかる経過措置)
	第1条 <u>第38条(事業年度)の規定にかかわらず、第51期事業年度は、2023年4月1日から2024年1月31日までの10か月とする。</u>
	② <u>第40条第2項の規定にかかわらず、第51期事業年度の中間配当の基準日は、2023年9月30日とする。</u>
	③ <u>本条は、第51期事業年度終了後、これを削除する。</u>

5. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2023年6月29日

定款変更の効力発生日 2023年6月29日

以上